

# 宣誓手続きの流れ

## ① 宣誓日時の予約(原則1週間前まで)

- 事前に希望する宣誓日時を電話でご連絡ください。
- 宣誓日時の調整・必要書類等の確認を行います。



## ② 必要書類の準備(宣誓当日まで)

- お二人の住民票、戸籍抄本、本人確認書類などの必要書類をご準備ください。



## ③ パートナーシップ宣誓(当日)

- 指定された日時に必要書類を持って、室戸市役所人権啓発課までお二人でお越しください。
  - 本人確認の上、必要書類に不備がなければ、職員立ち合いのもと、宣誓書に署名していただきます。
- ※病気・障害等により、お二人でお越しになるのが難しい場合は、ご相談ください。



## ④ 受理証明書の交付(後日)

- 提出書類を確認し、要件を満たしている場合は、受理証明書及び受理証明カードを交付します。
- 受理証明書及び受理証明カードの作成には時間を要しますので、交付は後日となります。郵送することもできます。

※制度利用の手続きや必要書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

## パートナーシップ宣誓書受理証明カード

(おもて)

第 号	
④ パートナーシップ宣誓書受理証明カード	
室戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣言書を受理したことを証明します。	
宣誓日	年 月 日
様 様	
年 月 日生	年 月 日生
年 月 日	室戸市長 印

(う ら)

### 受理証明カードの提示を受けられた方へ

この受理証明カードは、互いを人生のパートナーとして日常生活において、相互に協力し合うことを約束した関係であると宣誓した宣誓書を室戸市が受理したことを証明するものです。

法的効力を有するものではありませんが、この受理証明カードの提示を受けた方は、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

【特記事項】(戸籍上の氏名(通称名)を使用している場合)

### ●●● 市民・事業者の皆さまへのお願い ●●●

パートナーシップ宣誓書受理証明書等は、制度を利用されるお二人の関係性を示すために使用するものです。法的な効力はありませんが、本趣旨を十分にご理解いただき、本制度の利用者が適切なサービスや対応を受けることができるよう、制度へのご理解とご協力をお願いいたします。また、受理証明書等の提示を受けられた方は、本人の意志に反する個人情報の開示を行わないなど、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

# 室戸市

# パートナーシップ 宣誓制度

MUROTO PARTNERSHIP



令和7年4月  
室戸市

お問い合わせ先

## 室戸市役所 人権啓発課

〒781-7185 室戸市浮津25番地1

TEL 0887-22-5115

# 大切な人と自分らしく輝いて生きられる まちをめざして

性の多様性を認め合い、誰もが個人として尊重され、それぞれが自分らしく輝いて生きられるまちをめざし、室戸市パートナーシップ宣誓制度を開始しました。「大切なパートナーと人生を共に歩みたい」と願うお二人を応援します。

## 多様な性のあり方を知ろう 自分の性はなに？

性のあり方はとても多様で、人それぞれ違います。性自認や性的指向は、人間が本来持っている多様性の一つです。性のあり方（セクシャリティ）は主に4つの要素の組合せによって形づくられていますが、この組合せは多様です。

### からだの性 (生物学的な性)

生まれた時に割り当てられた性別

### こころの性 (性自認)

自分が認識している性別

### 好きになる性 (性的指向)

恋愛感情や性的な関心についての指向

### 表現する性 (性表現)

言葉遣いや服装、髪型、しぐさなど

「性のあり方はグラデーション」とも言われるくらい、たくさんのセクシャリティの存在が認められています。私たちは、セクシャリティにとらわれず、その人のありのままを理解し合うことが必要です。




## エルジービーティーキュープラス LGBTQ+とは

L	レズビアン	女性を好きになる女性
G	ゲイ	男性を好きになる男性
B	バイセクシャル	男女どちらも好きになる人
T	トランスジェンダー	心と体の性が一致しない人
Q	クエスチョニングなど	自分の性的指向や性自認がわからない人
+	プラス	さらに多様な性があるという意味

性のあり方の頭文字（左記）を並べた言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）の総称の一つとして使われます。私たち一人ひとりのセクシャリティはそれぞれが持つ個性ですが少数であるがゆえに、生きづらさを抱えている人がいます。それぞれのセクシャリティの違いを認め合い、互いに尊重することが大切です。

**LGBTs に関する相談窓口** **にじいろコール** (フリーダイヤル) **0120-56-2416**

相談日時：毎月第4土曜日 13:30～16:30  
※日程は変更になることがあるため、必ず電話かHPで確認を  
問合せ先：こうち男女共同参画センター「ソール」 TEL:088-873-9100



## 室戸市 パートナーシップ 宣誓制度

### ■ パートナーシップって

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二人の関係をいいます。

### ■ パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップの関係にあることを市に宣誓し、市が受理したことを証明(受理証明書を交付)する制度です。交付されたら宣誓した自治体での行政サービスや民間のサービスを受けることができます。

### ■ 制度の趣旨

一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方を認め合いながら、共に生きる社会を実現するために、性的マイノリティをはじめ、様々な事情によって婚姻の届出ができない方々に寄り添い、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

### ■ 宣誓できる方

- ・ 成年に達していること(満18歳以上)
- ・ 双方またはいずれか一方が市内に住所がある。又は宣誓の日から3か月以内に市内に転入予定であること。
- ・ 双方ともに婚姻をしていないこと。
- ・ 双方が相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと。
- ・ 宣誓をする方向士が民法による婚姻できない近親者でないこと。

※国籍は問いません。

※本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありません。

詳しくは市のホームページをご覧ください。